

現 行	改 正 後
I－2－1 取引時確認等の措置  犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19 年法律第 22 号。以下「犯収法」という。)に基づく取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置(犯収法第 11 条に定める取引時確認等の措置をいう。以下「取引時確認等の措置」という。)に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融市场に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。電子債権記録機関の監督に当たっては、 <u>例えば、以下の点に留意するものとする。</u>  <u>(新設)</u>  (1) 主な着眼点  電子債権記録機関の業務に関して、犯収法による <u>取引時確認等の措置</u> を的確に実施し、テロ資金供与やマネー・ローンダーリングといった組織犯罪に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。  (注) 取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」(平成 24 年 10 月金融庁)を参考にすること。  ① <u>取引時確認等の措置を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。</u>  特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、以下の措置を <u>講じているか</u> 。 イ～ヘ (略)  ②・③ (略)	I－2－1 取引時確認等の措置  犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19 年法律第 22 号。以下「犯収法」という。)に基づく取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置(犯収法第 11 条に定める取引時確認等の措置をいう。以下「取引時確認等の措置」という。)に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融市场に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。電子債権記録機関の監督に当たっては、 <u>リスクベース・アプローチを含む「マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」という。)の他、例えば、以下の点に留意するものとする。</u>  <u>(注) リスクベース・アプローチとは、自己のマネー・ローンダーリング及びテロ資金供与リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。</u>  (1) 主な着眼点  電子債権記録機関の業務に関して、犯収法による <u>取引時確認等の措置</u> 及び <u>マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置</u> を的確に実施し、テロ資金供与やマネー・ローンダーリングといった組織犯罪に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。  (注) 取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」(平成 24 年 10 月金融庁)を参考にすること。  ① <u>取引時確認等の措置及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置を的確に行うための一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。</u>  特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、以下の措置を <u>講じているか</u> 。 イ～ヘ (略)  ②・③ (略)

現 行	改正後
<p>(2) 監督手法・対応</p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、日常の監督事務を通じて把握された取引時確認等の措置に係る課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 73 条第 1 項に基づき報告書を徴収することにより、電子債権記録機関における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>さらに、内部管理態勢が極めて脆弱であり、反社会的勢力・テロリスト等の組織的犯罪等に利用され続けるおそれがあると認められるときは、電子債権記録機関に対し、法第 74 条の規定に基づく業務改善命令等を発出するものとする。</p> <p>さらに、取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務に違反し、著しく公益を害したと認められる場合など、重大な法令違反行為が認められるときには、法第 75 条第 1 項に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅡ－2による）。</p> <p>（注）取引時確認の取り扱いについては、必要に応じ別途、犯収法に基づき必要な措置をとることができることに留意する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>(2) 監督手法・対応</p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、日常の監督事務を通じて把握された取引時確認等の措置又はマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置に係る課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 73 条第 1 項に基づき報告書を徴収することにより、電子債権記録機関における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>さらに、内部管理態勢が極めて脆弱であり、反社会的勢力・テロリスト等の組織的犯罪等に利用され続けるおそれがあると認められるときは、電子債権記録機関に対し、法第 74 条の規定に基づく業務改善命令等を発出するものとする。</p> <p>さらに、取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務に違反し、著しく公益を害したと認められる場合など、重大な法令違反行為が認められるときには、法第 75 条第 1 項に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅡ－2による）。</p> <p>（注）取引時確認の取り扱いについては、必要に応じ別途、犯収法に基づき必要な措置をとできることに留意する。</p> <p>（以下略）</p>